

公益社団法人 岩手県トラック協会

平成30年度 事業計画

〈 平成29年度第6回理事会（平成30年3月16日開催）承認事項 〉

【策定基調】

内閣府によると平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復の下、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれ、物価についても需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれるものとしている。更に、政府はこの経済の成長軌道をより確実なものとするため、最大の課題である少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」を集中的に断行することとしている。また、岩手県においては、東日本大震災「復興実施計画（第3期）」に基づく復興推進を最優先に掲げると共に、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を踏まえ、出産や子育て支援、保険・医療・福祉の充実を推進する他、ラグビーワールドカップ2019の開催や、若者や女性の活躍を一層推進する取り組み、ILCをはじめとした科学技術振興を図る取り組みなど、将来的な岩手の「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育む効果が期待できる新たな取り組みを推進することとしており、県民生活、産業、経済が総合的に発展していくことを大いに期待したい。一方、我々トラック運送業界においては、他の産業と同様に若年層を中心とした人手不足が深刻さを増すと共に、小康状態を保っていた燃料価格がここにきて一気に高騰するなど、予断を許さない状況となっている。

こうした状況の中、国民生活と産業・経済を支えるライフラインとして重要な役割を果たすトラック運送業界は、労働環境の改善を強力に推進し魅力ある産業へと生まれ変わるべく、長時間労働の是正・生産性の向上に取り組むと共に、安全で人と環境に優しいトラック輸送の実現、強固な経営基盤に裏打ちされた魅力ある事業の確立や、社会的地位の更なる向上をめざし、以下に示す重点項目に基づき諸活動を積極的に展開するものとする。

【重点項目】

- 人材確保に向けた労働環境の改善・整備の推進
- 労働災害防止並びに重大交通事故防止対策の積極的な推進
- 適正化事業の推進による法令遵守の徹底
- 原価管理・契約書面化の徹底による適正運賃收受の推進
- 環境保全、省エネに向けた各種取り組みの推進
- 広報活動の積極的な推進による社会的地位の更なる向上

【具体的施策】

1. 労働対策事業

労働災害のない快適な環境（「職場における健康と安全を確保する」）を構築することは、最優先に取り組まなければならないが、現状、労働災害の発生状況は、死亡労働災害・休業4日以上死傷災害ともに多発傾向が続いており、また、長時間労働に起因する過労死の可能性も依然として高く、実態はかなりかけ離れている状況にある。本来、トラック運送業界は労働集約型の産業であるため、多くを人手に頼らざるを得ない状況にあるにも係らず、男性の中高年層を主要な労働力としてきた経緯と、不規則で長時間という就労形態も少なくないことから、若年層や女性就労割合が非常に低い実態にある。その上、近年では少子高齢化に伴う若年層の絶対数の減少

や意識の変化、運転免許取得者の減少により、ますます、若年層の就業者が減少し、労働力不足の問題が深刻度を増している状況にある。

労働災害については、トラック運転者を中心に長時間労働の常態化が事故誘発の大きな一因ともなっており、近年、長時間労働に伴う健康障害の問題も大々的に問題視されているが、トラック運転者を含めた自動車運転者は国の定める時間外労働の「限度基準」である45時間／月の「適用除外」とされており「改善基準告示」での時間管理を求められていることから、「改善基準告示」の範囲内での長時間労働は是認されている実態にある。

このような状況の中、政府が進める「働き方改革実行計画」を踏まえた関係法律の改正法案の要綱については、昨年9月に労働政策審議会から「おおむね妥当」との答申が出され、「時間外労働の上限規則」を始めとする重要法案が、1月22日召集の第196通常国会に上程された。

また、平成30年は、新たな第13次労働災害防止5か年計画のスタートの年であり、現在、厚生労働省で検討されている案では、死亡災害は15%以上、休業4日以上死傷災害については5%以上の減少、更に重点業種においては、死傷年千人率5%以上の減少が目標とされる見通しである。

第12次労働災害防止5か年計画において岩手県は、死亡災害、死傷災害のいずれにおいても目標は達成されなかったことから、第13次防においては何としても目標を達成しなければならない。

以上を踏まえ、トラック運送業界の抱える諸問題の解決に向けては、何よりも「魅力ある職場」「働きやすい職場」を構築することが業界全体のイメージアップにもつながる事を再認識すると共に、現状、その目標達成に向けた安全管理体制が必ずしも十分とは言えない状況にあるため、会員事業場の安全意識の高揚を図るべく、より一層の労働災害防止対策に傾注すべく次の諸施策を推進する。

(1) 労働災害の防止対策について

① 労働災害削減目標

「第13次労働災害防止計画」の1年目となる平成30年、以下の目標を設定し取り組むものとする。

	平成30年目標	平成29年実績
死亡災害	0件	3件
死傷災害（休業4日以上）	95件以下	125件

注）平成29年実績は平成30年2月15日時点の速報値

② 各種研修等の実施

「事業者」、「管理者」、「ドライバー」等、それぞれを対象とする研修会を開催し、関係法令等の遵守事項の周知徹底並びに安全衛生意識の高揚を図ると共に、各事業場における安全管理体制の確立をめざし取り組むものとする。

ア) 事業者、管理者を対象としたセミナー

a) 「交通労働災害防止セミナー」

労働災害削減に向けた取り組みの一つとして、東北運輸局、岩手労働局等の協力のもと、事業者・管理者を対象としたセミナーを開催する。

b) 「事業者研修会」

事業者を対象とした研修会を開催し、労働対策、労務改善等を中心に啓発を行う。

c) 「運行管理者実務研修会」

適正化事業実施機関との共催により実施してきた研修会を継続して実施することとし、運行管理者の更なるスキルアップを狙い、研修会の内容・テーマ並びに開催案内については、参加率向上につながる内容を検討する。

イ) ドライバーを対象とした研修会

トラック運送事業における労働災害のワースト項目である「墜落・転落」「転倒」の防止に向け、実車両を使用した講習会を「日常点検講習」「省燃費講習」と併せ、継続して開催を計画する。

ウ) 研修用教材の作成・配布

直接視覚に訴える分かりやすいテキスト・資料の作成要望が多いことから、労働災害防止に係るポスター、リーフレット等の教育用教材を作成し有効活用を図るものとする。

エ) 安全教育、講習会等の受講促進

労働災害防止に係る関係法令に基づき実施される「陸災防岩手県支部」主催の各種講習について受講を勧奨する。

a) 「安全衛生推進者能力向上教育（初任時）」

従業員規模 10 人以上（50 人未満）での選任が定められている安全衛生推進者に対する教育について、安全衛生管理体制の充実を図るべく継続して実施する。

b) 「荷役災害防止担当管理者教育」

平成 25 年 3 月に厚生労働省より発出された「荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及が不十分である現状に鑑み、その周知・普及が労働災害防止には不可欠であることから、継続して実施する。

c) 「交通労働災害防止担当管理者教育」

交通労働災害は死亡事故の半数以上を占めており、重大な災害となり得ることから、発生防止に向け継続して実施する。

オ) 関係行政、団体との連携

岩手労働局、陸災防岩手県支部等の関係行政、団体との連携を強化し各種施策を推進する。

カ) 死亡労働災害発生時の報告

死亡労働災害が発生した場合には、当該事業者は所轄の労働基準監督署に対し「労働者死傷病報告」（様式第 23 号）により報告すると共に、**岩手県トラック協会へも併せて報告することを会員のルールとして設定している。**情報を共有し類似案件の再発防止のための措置であり、引き続き周知・徹底を図るものとする。

(2) 労働環境の整備

トラック運送業界の抱える長時間労働の実態を踏まえ「労働基準法」、「改善基準告示」等の関係法令を順守すると共に、長時間労働が健康障害に発展する可能性が高いことから、労働時間管理の必要性並びに労働時間削減に向けた取り組みの必要性についての啓蒙活動を実施する。また、政府が進める働き方改革の議論の進捗を踏まえ、適宜、必要な情報を発信し周知徹底を図ると共に、具体的な対応について検討を進める。

- ① 政府が進める「働き方改革」を踏まえ「労働基準法」、「改善基準告示」等、関係法令（改正法を含む）の周知を図り、適切な時間管理について意識の高揚を図ることとする。また、（公社）全日本トラック協会では「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定することから、岩手県内の事業者の実情を踏まえた具体的な取り組みについて検討・推進する。
- ② 長時間労働が健康障害の大きな要因となることから、「労働基準法」、「改善基準告示」等で定められた労働時間の適正な管理の必要性に向けた啓蒙活動を推進する。
- ③ 健康障害防止の観点から、労働時間削減に向けた必要性を啓蒙する。

(3) 健康の保持増進のための措置

ドライバーの長時間労働及び高齢化の実態を踏まえ、脳・心臓疾患、精神障害等の認定件数が多く、定期健康診断の有所見率が高い実態から、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策の必要性についての啓蒙を実施する。

- ① 定期健康診断の受診率の向上と有所見率の低下にむけた対策を検討する。
- ② 長時間労働者に対する産業医等による面接指導の実施を奨励する。
- ③ 健康診断結果による有所見労働者については産業医等の意見聴取を奨励する。
- ④ メンタルヘルス対策として「ストレスチェック」についての周知徹底を図る。
- ⑤ 過重労働による健康障害の防止に向けた取り組みの必要性について啓蒙する。

(4) 労働力確保の取り組み

若年層や女性あるいは未経験者に魅力ある業界をアピールすると共に、人材確保、人材育成についての各種施策を展開する。

- ① 女性ドライバー・高齢者・未経験者の活用
- ② トラック運送業界が魅力ある業界として認知されるよう各種取組を粘り強く継続する。

(5) 啓蒙活動等

安全意識の高揚を図るため、陸災防岩手県支部等とも連携し各種資料配布等による啓蒙活動を実施する。

- ① 「安全旗リレー」、「安全決意宣言」等の展開による安全意識の高揚を積極的に推進する。
- ② 新たな「表彰制度」の創設に向けて検討する。
- ③ 関係団体が実施する各種運動に積極的に参加する。
- ④ 労働災害防止に向けた資料の作成を検討する。

⑤ ラジオCM等のメディアを活用した啓蒙を実施する。

(6) 助成事業

① 準中型・中型・大型免許取得費用の一部助成

12万円／名（上限額 費用の1/2 1事業者3名まで） **※準中型は全ト協制度の併用可。**

② 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成

2,500円／名（上限額 費用の1/2 1事業者 名簿記載の車両数の1/3まで）

※健康保険適用外の検査で全ト協の指定する検査機関での検査費用が対象

③ フォークリフト運転技能講習受講料の一部助成 3,000円／名（※陸災防岩手県支部実施講習が対象）

④ 労働災害防止担当管理者等研修受講料助成 2,000円／名

「陸災防岩手県支部」が実施する以下の管理者教育の受講料の一部を助成する。

ア) 交通労働災害防止担当管理者教育

イ) 荷役災害防止担当管理者教育

〈全ト協関係〉

○血圧計導入促進助成 取得価格の1/2 50,000円上限 1事業者1台

管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）で、全ト協が別に定める基準を満たす器機が助成対象となる。

2. 地方適正化事業

（公社）岩手県トラック協会は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として、全国適正化事業実施機関の事業活動指針並びにトラック運送業界の動向を踏まえ、適正化事業の効果的な推進を図るため、平成30年度「岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関」の事業計画を次の通り策定する。

(1) 事業所巡回指導

岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、平成30年度の通常巡回目標を420件と設定し、この達成に努めることとする。具体的な設定並びに巡回指導に当たっては、改定「巡回指導の指針」及び改定「巡回指導マニュアル」に基づき効果的・効率的で、きめ細やかな指導を行なう。尚、巡回計画の策定並びに事業所の選定に際しては、岩手運輸支局との連携を図ると共に以下の項目に則して行うものとする。

① 巡回頻度について

ア) 2年に1度の巡回を原則とする。

イ) 平成28年度より実施した霊柩事業所への指導は、5両以上保有している事業所については2年に1度の巡回とし、5両未満の事業所については2年に1回の集合指導を行うこととする。

ウ) 安全性評価事業「Gマーク制度」認定事業所に対しての巡回頻度は4年に1度を原則とする。（但し、平成19年以降、長期にわたり巡回指導が実施されていない現状に鑑み、当該事業所に対する巡回指導は、今後数年をかけて計画的に実施するものとする。）

エ) 巡回指導の結果、総合評価が悪い事業者への改善方策としては、巡回指導の間隔を短縮するなど、岩手運輸支局との連携強化を図る中で対応することとし、当分の間、前年度において、『D・E判定』事業所については、巡回指導の間隔を1年に短縮し実施する。

オ) 新規並びに新設の事業所については、運輸開始後3ヶ月を目途に実施し、更にその1年後を目途に再度巡回し状況を確認する。それ以降は前記 ア)～ウ) によるものとする。

② 指導強化について

ア) 巡回指導の指針の改正により、運輸安全マネジメントが追加となり調査項目が38項目となる。また、重点指導9項目について指導を強化する。特に点呼においては、平成23年5月からアルコール検知器を活用した酒気帯の有無の確認、記録保持が義務付けられたことから、検知器の保有状況（定期的な点検）及び点呼簿の様式等も含め指導を徹底する。

【重点指導9項目】

a) 運行管理者の選任届出

（選任届出及び変更届出がされているか、必要員数が選任されているか）

b) 過労防止

（改善基準告示に準じた休息期間、拘束時間、運転時間が守られているか）

c) 点呼

（乗務開始、終了時に対面で行われており、かつアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が実施されているか。また乗務途中「中間点呼」が実施されているか。）

d) 乗務員の指導監督

（年間教育として「12項目」の指導・教育が実施されているか。）

e) 特定の運転者に対する特別指導

（特定の運転者に対する特別な指導等が実施されているか。特に初任運転者に対する指導・教育として「座学及びトラックを用いた指導を15時間以上」、「添乗指導を20時間以上」実施しているか。）

f) 特定の運転者に対する適性診断

（特定の運転者に対して、対応する適性診断を受診させているか。）

g) 整備管理者の選任届出

（選任届出及び変更届出がされているか。）

h) 定期点検

（対象車両全車の定期点検が実施され、点検記録簿が保存されているか。）

i) 健康診断

(健康診断を適切な時期に実施しているか。)

イ) 巡回指導を実施し、改善指導通知を行った事業所については「改善結果報告書」の提出期限を3カ月以内とし、2カ月を経過した時点で督促する。

ウ) 平成25年10月1日から開始された「即通報制度」に伴い、「悪質性の高い事業者」が発覚した場合、岩手運輸支局に通報し監査の実施を要請する。

【速報事案】いずれか1つでも該当すれば即通報となる。

- 点呼を全く行っていない。
- 運行管理者、整備管理者が全くいない。
- 定期点検を全く行っていない。

エ) 社会保険等への適正加入が改善できない事業者については、その状況を適宜、岩手運輸支局に通報するなどの対策を講じる。

③ 特別巡回指導について

ア) 運輸支局長等から乗務時間等告示違反営業所に対する指導要請があった場合に実施する巡回指導の種類は、巡回指導指針の規定に基づき「特別巡回」とする。

イ) 運輸支局長等から発出された乗務時間等告示違反に係る「指導要請書」の受領日から2カ月以内に特別巡回を行う。

ウ) 特別巡回の実施に当たっては、運輸支局長等名による「巡回指導実施通知書」を、原則として特別巡回実施の2週間前までに当該営業所あてに送付するものとする。

エ) 特別巡回において乗務時間等告示違反が確認された場合は、特別巡回実施日から3カ月以内に「改善結果報告書」を求める。なお、実施日から2カ月経過時点で報告書の提出がない営業所に対し「改善結果報告書」を提出するよう催告するものとする。

(2) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発事業

① 巡回指導時の啓発（周知）活動

ア) 運輸安全マネジメント制度の周知

平成29年12月末現在、事業所全体の約88.5%が導入となっている。平成23年度以降、目標に対する中間の検証が行われているか等、運用実態を調査のうえ評価するものとする。なお、平成30年度より、調査項目として追加となるため、引き続き完全実施に向け指導を行う。

イ) 「適正な運送取引の確保」「運送契約の書面化の推進」及び「輸送秩序を阻害する要因の排除」を期するため啓発活動に取り組み、事業者及び利用者等からの苦情に対し、適正かつ円滑な処理に努めることとする。また、引越輸送に関するトラブル防止のため事業者のレベルアップを図ると共に、利用者の利便を

増進するための「引越管理者講習会」を開催する。更には、平成26年7月にスタートした「引越事業者優良認定制度」（通称：引越安全マーク）制度の活用促進を図る。

ウ) 点呼・点検整備の励行・不正改造防止に係る啓発チラシ等を巡回指導時に配付するなど、運行・車両管理面に対する指導に努める。

エ) 運行管理者等に関する講習の周知

運行管理者講習および整備管理者講習は、2年に1度の受講義務がある事から、巡回指導時に周知徹底を行い受講率の向上に努めるものとする。

オ) 貨物自動車運送事業輸送安全規則等の周知

国土交通省では、これまでの悲惨な事故等を受けて、安全対策強化の観点から、規制の見直しが検討されている。今後、トラック運送業界への波及も考えられることから、国及び行政機関等からの安全対策規制強化を視野に入れ、全国実施機関とも強調しつつ動向を注視するものとする。

② 研修会、講習会、セミナーの開催

ア) 運行管理者実務研修会の開催

平成22年度から陸災防岩手県支部と連携・協調し、巡回指導における「ワースト5」の改善を図るため「運行管理マニュアル」「改善基準告示」に関する実践的な研修会を県内全域で開催しており、本年度も継続実施する。なお、開催時期については、各支部と調整を図りつつ、順次実施するものとする。

イ) 運行管理者試験受験対策講習会の開催

「運行管理者」の育成を推進し、適切な運行管理の徹底を図るため、年2回の「運行管理者試験」の実施に併せ「受験対策講習会」及び「模擬試験」を実施し、合格率の向上を図る。

ウ) 「荷主向け物流セミナー」等の開催

トラック運送事業者と荷主企業各社が一堂に会し、相互理解を深めより良い協力体制を作り上げるための場として「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催を計画する。

(3) 安全性評価事業（Gマーク制度）

① Gマーク認定の取得促進

平成29年12月末現在、岩手県内では310事業所が「安全性優良事業所」として認定されている。これは、県内事業所全体（1,003事業所）の約30.9%に当たり、全国平均の28.9%（認定24,482事業所）を上回る数値となっている。今年度も申請に係る説明会を開催し「認定率32%」（新規事業所15件）を目標に、新規取得事業者の拡大を図ると共に、79事業所が対象となる更新手続きについても、きめ細やかな対応を図るものとする。

② 「安全性優良事業所表彰制度」の活用促進

平成26年3月、国土交通省はGマーク取得事業所に対する表彰制度を創設し、Gマーク認定事業所の中でも、更に一定の高いレベルにある事業所を表彰することとしており、本年度も引き続き制度の周知と活用促進に努めるものとする。

(4) 適正化啓発事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関の組織・運営の公平性及び透明性を確保し、適正化事業の公正かつ着実な推進を目的として、平成15年度から開催している評議委員会では、委員各位から様々な提言が寄せられており、事業の活性化に重要な役割を果たしている。平成30年度は年2回〔9月（第31回目）、3月（第32回目）〕開催する。

(5) 事故防止等安全対策の推進

- ① 運転者の資質向上を図るため「初任運転者特別指導教育」実施、「初任運転者適性診断」受診等の促進を図る。
- ② 適正化推進対策事業の一環として次の助成事業等を実施する。
 - ア) 運行管理者一般講習に係る受講料助成（選任運行管理者が対象）
 - イ) 運行管理者基礎講習受講料助成（運行管理者又は補助者として選任予定の方が対象 各社2名上限）

(6) 適正化指導員の資質向上対策

多種多様な事業形態、トラックの運行形態を的確に捉え、適切できめ細やかな指導を行うため、更には、指導技術の向上や巡回指導に係る評価基準の「全国均一化」に向け、各種研修に参加し、指導員の資質向上を図ることとする。

- ① 全国実施機関（初級研修、専門研修、特別研修、ステップアップ研修）
- ② 地方実施機関（北東北3県小ブロック指導員研修、東北ブロック指導員研修）
- ③ 隣接地方実施機関との同行巡回指導により、指導員相互の資質向上に努める。

(7) 監督官庁等との連携・協力

適正化事業及び協会各事業の円滑な推進を図るため、以下の会議・打ち合わせを実施する。

- ① 岩手運輸支局との連絡調整 都度
- ② 岩手運輸支局と適正化事業実施機関との連絡会議 都度

3. 交通安全対策事業

平成29年中の全国の交通事故による死者数は、前年比210名減の3,694名で、統計のある昭和23年以降最少となった。岩手県内における死者数は、前年比12名減の61名となったものの、そのうち65歳以上の高齢者が28名（前年比21名減）で全体の45.9%と大幅に減少した。また、津波被災地域や付近の幹線道路においては、復興関連工事等による交通量の増加による危険性が高まっており、一層の事故防止の取り組みが必要となっている。一方、会員事業所が第1当事者となる事故は8件発生し、うち4件が死亡事故となっており、削減目標である「第1当事者となる死亡事故0件」・「第1当事者となる事故の発生4件以内」を達成することはできなかった。（飲酒・酒気帯び運転、危険ドラッグ等使用運転での検挙の報告はなかった。）

平成30年度も、更なる交通事故防止のため、29年度で見直しがされた「トラック事業における総合安全プラン2020」の取り組みや「運輸安全マネジメント制度のPDCAサイクル」の活用による安全性の向上に努め、会員事業所における安全管理と指導の徹底を図るとともに、安全機器の導入促進に取り組むものとする。また、会員事業者においては、万が一、重大交通事故が発生した場合には「自動車事故報告規則」に基づき、報告書

を運輸支局に提出すると共に、岩ト協に対しても同様に報告し、類似案件の再発防止に向け情報共有を図るものとする。

(1) 平成 30 年重大交通事故・飲酒運転削減目標（平成 30 年 1 月～12 月）

- ① 第一当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。
- ② 第一当事者となる事故の発生件数を 3 件以内とする。
- ③ 飲酒運転・酒気帯び運転、危険ドラッグ等の薬物使用運転を「ゼロ」とする。

(2) 交通安全運動の推進

- ① 春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬等の各種交通安全県民運動並びにライトの早め点灯・ハイビーム走行等の各種運動の周知を図るとともに、交通事故防止、安全意識の高揚のための各種啓発活動を行う。

② 第 36 回 岩手県トラック協会 交通安全コンクールの実施

事業者・管理者並びに従業員が一丸となって、交通安全思想の普及を図り、積極的に交通事故防止への取り組みを推進することを目的として、今年度も交通安全コンクールを実施する。

③ 安全点検パトロールの実施

夏期の行楽期や、年末年始の繁忙時期、冬期間の悪路に起因する交通事故防止並びに墜落・転落などの労働災害防止の注意喚起を図るため、全会員事業者を対象とした夏期及び年末の安全点検パトロールを実施する。

④ 第 58 回「正しい運転・明るい輸送運動」の推進

交通事故・労働災害防止、環境保全及び輸送秩序の確立により円滑な輸送の達成を図り、年末年始など繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供するため、全ト協と連動した運動を推進する。

⑤ 年末年始の輸送等安全総点検の実施（国土交通省）

人流・物流における大量輸送需要が発生・集中する年末年始の期間において「安全」「安心」の確保に資するため、安全総点検を実施する。

⑥ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）岩手県支部との連携による交通労働災害防止に関する諸施策を推進する。

⑦ 安全広告塔の整備

過去に協会事業として実施した「安全広告塔」の整備事業に関しては、今後、新設は行わないこととしており、老朽化した物件は現地からの報告、要請に基づき撤去工事を実施する。

(3) 運輸安全マネジメントの効果的運用

運輸安全マネジメントの定着を促進するとともに、PDCAサイクルにより安全性の向上に努めるよう、適正化事業指導員の巡回時に指導を行う他、各種研修の実施等、機会を捉えて定着・活用に向けた啓発活動を継続するものとする。

(4) 交通事故防止のための講習・研修等の実施

① 事業者・管理者に対する事故防止研修の開催

事業者・管理者を対象とした事故防止研修会を開催し、事故発生状況の把握と事故防止の指導並びに教育の徹底を促進する。

② 運転者安全教育等の実施

安全運転講習、日常点検講習、点検実技講習（ドライバーコンテスト出場者）等を開催し、運転者に対して交通事故防止と飲酒・酒気帯び運転、危険ドラッグ使用運転等の撲滅並びに車両故障の防止について周知を図ることとする。

③ 初任運転者特別教育講習の実施

運転者雇入れ時の「初任運転者特別教育」を行うことが困難な事業者に代わり、特別な指導の指針に基づく「初任運転者特別教育講習」を実施する。（テキストの購入費用は事業者負担とする。）

④ 整備管理者実務研修会の開催検討

トラック車両は日々進化を続けており、各種装置、装備等も高度化・複雑化が進んでいる。日常点検や定期点検等に際して注意すべき点や作業要領等について、新たな知識を吸収し適切な点検を励行することで車両故障を未然に防止することを目的に、整備管理者を対象とした研修会の開催を検討、実施する。

⑤ 運転者教育機材・教材の提供及び活用（従業員教育の充実）

運転者適性診断の受診を促進し、会員事業者でのドライバー、従業員に対する事故防止の指導を効果的に実施するため、各地域でのNASVAネットの運用を継続する他、視聴覚教材、機材についても適宜導入し事業者提供（貸出）する。

(5) 第43回 岩手県トラックドライバーコンテストの開催

県内のトラック運送事業者所属のドライバーが、関係法令知識、運転技能、整備技能について日頃の研鑽を競うと共に、交通安全意識の高揚を図ることを目的として、「岩手県トラックドライバーコンテスト」を開催する。（学科競技 6/30、実科競技 7/28 を予定）なお、本コンテストの各部門入賞者から（公社）全日本トラック協会が主催する「全国トラックドライバーコンテスト」に岩手県代表として派遣する。

(6) 助成事業

① 適性診断受診料助成

- | | | |
|---------|-----------|-----------------------------|
| ア) 一般診断 | 2,300 円/名 | (上限: 協会登録車両数の 1/3) |
| イ) 初任診断 | 4,700 円/名 | (上限: 初任、適齢を併せ、協会登録車両数の 1/5) |
| ウ) 適齢診断 | 4,700 円/名 | (" ") |

② 運転記録証明取得費用助成 630 円/名 (上限: 協会登録車両数)

③ ドライブレコーダー導入助成 (助成率は購入価額の 2/3)

- | | |
|------------|--------------------------|
| ア) 運行管理連携型 | 上限 40,000 円/台 (全ト協助成額含む) |
| イ) 標準型 | 上限 10,000 円/台 |

ウ) 簡易型 上限 10,000 円/台

※各社の助成上限を EMS 機器と併せて 40 台とする。(40 台に満たない場合は協会登録車両数と同数が上限)

④ アルコール検知器購入助成

- ア) 携帯式 5,000 円/台 (各社 50 台が上限)
- イ) 携帯電話活用式 150,000 円 (検知器 10 台、管理ソフト 2 台を上限)
- ウ) 据置記録式 50,000 円/台 (各社 3 台を上限)

⑤ 安全装置導入助成

- ・アルコールインターロック 上限 40,000 円/台 (全ト協助成額含む)
- ・後方視野確認支援装置 上限 40,000 円/台 (全ト協助成額含む)
- ・側方視野確認支援装置 上限 40,000 円/台 (全ト協助成額含む)

⑥ 可動式リアバンパー装着助成 機器代金の 1/2 100,000 円/台 (上限額)

⑦ ドライバー等安全運転教育訓練促進助成 (全ト協と協調し受講料、交通費の一部を助成)

⑧ 運行管理者一般講習受講料助成 3,100 円/名 (上限額) ※選任運行管理者が対象

⑨ 運行管理者等基礎講習受講料助成 5,000 円/名 ※1 事業者 3 名まで

⑩ 健康診断受診促進助成 3,000 円/名 ※年度当初の協会登録車両数を上限

⑪ 健康診断受診促進助成 (脳ドッグ) 10,000 円/名

会員事業者所属のトラック運転者に対し実施する MR 検査 (頭部 MRA、頭部 MRI のセット受診) の受診料に対する助成。各社の利用上限は名簿記載の車両数に基づき次の通りとする。

(5~39 両 1 名/ 40~59 両 2 名/ 60~79 両 3 名/ 80~99 両 4 名/ 100 両以上 5 名)

〈全ト協関係〉

○ 衝突被害軽減ブレーキ 取得価格の 1/2 上限 100,000 円/台

※車両総重量 3.5 t 以上 8 t 未満の事業用貨物自動車対象

4. 環境対策事業

地球温暖化防止をはじめとする環境問題への対応について、社会的要請が益々高まりを見せる中、トラック輸送分野においては低公害、低燃費車への車両代替、エコ・ドライブの推進等、これまでも様々な取り組みを推進してきた。トラック運送業界が社会との共生を図り、国内物流の基幹産業として持続的な発展を遂げるためには、更なる環境負荷低減のための取り組みが求められていることから、次の諸施策を推進する。

(1) エコ・ドライブの普及促進について

排出ガス抑制、省エネ及び安全運行を目的としたエコ・ドライブの普及促進はますます重要性を増していることから各種啓発活動を行なうほか、今年度で第 10 回となる「エコ・ドライブコンテスト」を開催する。また、同コンテストの予選会を兼ねた「省燃費・安全運転講習会」も合わせて開催する。

(2) ディーゼルクリーンキャンペーンの実施

「自動車点検整備推進運動強化月間」の取り組みとして「ディーゼルクリーンキャンペーン」を全ト協と連携をとりながら実施するとともに、各種啓発活動を行なう他、「定期点検整備促進マニュアル」等の配付により確実な定期点検整備の促進を図る。

(3) 環境クリーンキャンペーンの実施

環境美化の推進と環境保全への取り組みを地域住民にアピールすることを目的として、本年度も「環境クリーンキャンペーン」を継続実施する。なお、出来る限り実施日を統一し全県下一斉の取り組みとすることで、会員事業者の連帯意識の高揚を図ると共に、PR効果も期待するものとする。

(4) 助成事業

環境にやさしい車両の導入や、エコ・ドライブの推進に効果の上がる機器の導入促進を図るため、助成事業を実施する。

① ポスト新長期規制適合車導入に係る低利融資の推薦及び利子補給 (詳細は5. 経営改善事業(2)参照)

② 低公害車導入促進助成事業(ハイブリッド車両 / 国・全ト協の協調助成)

※前記①、②の併用は認めない。

③ アイドリングストップ支援機器導入助成

ア) 蓄熱マット、電気毛布	10,000円/枚(各社15枚まで)
イ) 蓄冷クーラー、蓄熱式ヒーター等	40,000円/枚(各社5基まで)
ウ) 車載バッテリー式冷房装置	} 60,000円/台(取得価額の1/2 各社計5基まで)
エ) 燃焼式エアヒーター等	

④ グリーン経営認証取得助成制度
新規: 上限100,000円、更新: 上限50,000円
但し、現地調査の無い場合には実費分とする。

⑤ EMS機器装着助成
上限40,000円(購入価額の2/3)
※各社の助成上限をDR機器と併せて40台とする。

(5) 関係行政機関との連携強化

国、地方自治体による環境に対する諸施策に対し積極的に協力する。

(6) 広報活動

各種広報媒体を活用して環境意識改善のための啓発活動を積極的に推進するほか、環境問題の取り組み姿勢を内外にアピールし、広く社会一般の理解を求める。

5. 経営改善対策事業

現在、トラック運送事業者が抱えている最大の課題である「労働力不足」を克服し、トラック運送業界が魅力ある産業として、更なる発展を遂げるためには、経営者・管理者の資質向上は勿論のこと、次代を担う若い人材の確保・育成、高齢者や女性の更なる活躍が望まれており、政府が進める働き方改革を踏まえつつ、労働環境の

改善に迅速かつ適切に対応しなければならない。このような状況を踏まえて経営改善対策事業として次の事業を実施する。

(1) 研修事業の実施

① 経営者、管理者等セミナーの開催

トラック運送業界が抱える最大かつ喫緊の課題はドライバーを中心とした人手不足の解消である。若手を中心とした良質な人材の確保・定着を図るためには、就労時間や賃金を含めた労働条件の大幅な改善を図り、就労先として魅力ある産業として認知されるよう業界をあげて取り組むことが必要である。従って、事業経営に直結する有益な情報や具体的な手法の他、モチベーションアップや意識改革を促すものなど、経営者のみならず、管理者や従業員（若年層、女性、高齢者）が、各企業や業界の活性化のため、それぞれの立場で有効に活かすことが出来る多様なテーマでの研修会、セミナーの開催を適宜計画し開催する。

【トラック運送業界へのリクルートに係る取り組みの検討】

高校新卒者を含めた若年労働者を中心に、就業先としてのトラック運送業界をPRするための合同説明会の開催等、リクルートに繋がる取り組みについて検討を行う。

② 若手経営者、後継者等の人材育成に関する事業

業界の次代を担う青年経営者・後継者及び管理者等を育成し、トラック運送事業の持続的な発展を期するため、「(公社)全日本トラック協会青年部会」「岩手県トラック協会青年経営研究会」等と協調しつつ、人材育成のための各種研修事業を実施する。

(2) 助成事業

① 中小企業大学校講座受講促進助成（全ト協と協調し対象講座受講料の2/3を助成）

② 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業

トラック運送事業者の近代化、効率化を目的として、今年度も低利融資の推薦及び当該融資に対する利子補給事業を継続実施する。

【平成30年度 融資枠及び利子補給率】

融資制度	利子補給率	各社融資枠	融資総枠
一般融資（車両、物流設備等）	0.3%	30,000千円/社	200,000千円
※一般特例（環境対策）分	0.3%		2,000千円
ポスト新長期規制融資	0.3%	30,000千円/社	910,000千円

※一般融資に係る「各社融資枠」は1会員当たりの融資上限額であり既往の貸付残額が含まれる。

※ポスト新長期規制融資に係る「各社融資枠」は年度毎の融資上限額。

〈全ト協関係〉

① インターンシップ導入促進支援事業（受入期間により9～13万円）

② 経営診断受診促進助成（対象経費の1/2 条件等により2～10万円）

③ 自家用燃料供給施設整備助成（新設100万円、増設30万円）

6. 広報事業

我々トラック運送業界では、多くの課題を克服し魅力と活力のある産業として成長を続けるべく、事業者一丸となって各種取組を推進している。また、重大交通事故・労働災害防止に向けた不断の取り組みも実を結びつつあり、その発生については着実に減少傾向にあり、トラック運送業界は大きく前進しようとしている。このような業界の現状やトラック輸送の公益性や重要性等について、地域住民や荷主企業に対し正しい理解を求め、社会的地位の更なる向上とトラック運送事業の振興につなげるため各種広報事業を推進する。特に、若年労働者を中心とした労働力（人材）不足の解消に向けては、他産業に比べて長時間労働、低賃金と言われる労働環境の改善に向け、関係行政や荷主企業と連携し積極的な取り組みを推進しており、広報事業においても、その一助として、リクルートに結びつく事業を展開する。

(1) メディアを活用した広報活動

トラック運送事業の公益性・重要性の他、業界の抱える様々な課題やその取組みについて情報を発信し、地域住民や荷主企業等に対し広く理解と協力を求めるため、引き続き「優しく」「やわらかく」「分かりやすく」を基本として、各種メディアを活用した広報活動を推進する。また、「労働災害削減目標」「重大交通事故削減目標」の達成に向け、業界関係者および一般ドライバーに対する啓発メッセージを通年で発信する他、業界にとって喫緊の課題の一つである労働力（人材）不足への対応に向けた、リクルートに繋がる広報についても併せて検討実施する。

(2) 「10月9日トラックの日」事業の実施

上部団体である（公社）全日本トラック協会が、平成4年に10月9日を「トラックの日」と制定して以来、緑ナンバートラックの役割や重要性を広く地域住民にPRする機会として、全国のトラック協会で行われている。本会では、今回で25回目となる「私の街に『こんなトラックあったらいいな』」絵画コンクール及びイベント「トラックフェスタ」を継続する。

特に「トラックフェスタ」は来場者の多くが長時間にわたり滞在するイベントとして定着しており、時間の短いメディア広報だけでは伝えきれないテーマ・情報等をより深く理解頂く絶好の機会であることから、青年経営研究会、開催地域管轄支部等に協力いただきながら、より効果的な企画・運営を行うものとする。また、来場者を対象にアンケート調査を実施し、広報事業の効果を検証する資料として活用する。

(3) その他広報活動

会報「岩手県トラック情報」や協会ホームページを有効に活用し、関係法令の改正や、助成事業を含む協会事業の進捗状況など、会員事業者にとって有益な情報をいち早く提供する他、トラックの関係する事故事例や苦情案件等についても速やかに情報共有を図り、類似案件の再発防止に努めるものとする。また、本会ホームページについてスマートフォンへの対応や、リクルートコンテンツの拡充を図ることで、少しでも、若年層を中心とした地域住民がトラック運送業界に対し興味をもってもらえるよう検討を行う。更には、社会的影響力の大きいメディア関係各社に対し、業界を取り巻く環境の変化や、直面している課題等について、正しい理解と協力を求める場として引き続き「メディア懇談会」の開催も計画する。

7. 緊急物資輸送訓練及び緊急時における体制整備

(1) 緊急物資輸送訓練

災害の発生に際し、岩手県との協定に基づく「緊急支援物資輸送」を速やかに進めるため、「岩手県総合防災訓練」に参加する。(平成30年度岩手県総合防災訓練：宮古市他、周辺市町村との広域連携での開催が予定されている)

(2) 緊急時における体制整備

自然災害等不測の事態への備えとして、県内12地点に衛星携帯電話及び発電機の設置を完了しているが、これら機器は有事に際して確実に稼働する必要があることから、日々の管理・保身を徹底すると共に、定期的に移働訓練を実施するものとする。また、配置済みの備蓄食料、飲料水等を適切に管理すると共に、必用に応じ追加する等、不測の事態に備えるものとする。

8. 出捐金の拠出事業

出捐金の拠出については、平成23年に法制化された「運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令」(平成二十三年九月二十六日政令第三百号)の八項で定められている。また、平成30年度は運輸事業振興助成交付金290,350千円(交付予定額)の24.6%(71,426千円)の出捐を予定しており、(公社)全日本トラック協会が実施する事業のうち「公益目的事業」として位置付けられた事業費に充てることとしている。

9. 研修会館の管理・運営

協会事務局を置く総合研修会館(矢巾町)は竣工後20年、また、県内4カ所にある地方研修会館(花巻・水沢・一関・二戸)は、いずれも竣工後約30年を経過し不具合の報告が頻発している。今後も不具合については、適宜これに対応し研修施設を健全に保持し、有効利用を推進していくこととする。

10. 表彰関係

各種表彰事業の実施、並びに表彰、叙勲、褒章に係る上申を行う。

- (1) (公社)岩手県トラック協会長表彰
- (2) (公社)全日本トラック協会長表彰上申
- (3) 東北運輸局岩手運輸支局長、東北運輸局長及び国土交通大臣表彰上申
- (4) 叙勲、褒章上申

11. 盛岡TSの管理業務

(公財)貨物自動車運送事業振興センターが運営する盛岡トラックステーション(滝沢市)については、同センターからの委託を受け本会が管理業務を行っており、今年度も継続実施する。(施設の利用状況の確認、報告業務及び経費の支払い代行等)なお、盛岡TSは平成30年度中の閉鎖が決定しており、事務手続き等についても遺漏なく進めるものとする。

12. 協会各支部との連携による事業の効果的な推進

広大な県土を誇る岩手県において協会業務を効率的・効果的に推進するため、協力団体である支部(12団体)と緊密な連携を図ると共に、各支部との業務委託契約を継続する。また、更に効率的な運用を図るため、業務委託契約の内容等について見直しを行う他、事業実施単位としての「地域」の枠組みや、複数地域連携による「ブロック」での事業実施などについても検討を行うものとする。

13. 関係団体・県議顧問団との連携と各種要望、要請行動の継続

トラック運送業界が抱える多くの課題の解決のためには、その声を行政、とりわけ国政に対し発信し続ける必要があることから、上部団体である（公社）全日本トラック協会や東北トラック協会連合会等と連携し、引き続き、要望行動を強力に推進するものとする。また、業界出身の県議会議員を中心とする協会顧問団とも、適宜、情報交換の機会を設け、業界に対する理解を求めていく他、公益社団法人としての運営も含め、適切な指導を仰ぐものとする。